

## 第1章

# 採石法とその目的について

## 採石法の概要

昭和25年、土木建築用骨材や工業用原料等に利用する岩石を有効に採取し、合理的な地下資源開発を行うために、採石業の届出制等を規定した採石法が制定されました。当初、採石業に着手した時と、終了した時に届け出る事後届出制でしたが、高度経済成長期に入り、岩石の需要が増大するにつれて、制定当初からは予想し得ないような規模、形態の災害が発生するようになったため、昭和38年には採石業が事前届出制に改正され、さらに昭和46年には「採石業者の登録制」と「岩石採取計画の認可制」というように、より災害防止に重点を置いた内容に改正されて今日に至っています。

採石法（本テキストの解説では「法」と略すことにします）では、法の目的を次のように規定しています。

この法律は、①採石権の制度を創設し、②岩石の採取の事業についてその事業を行なう者の登録、岩石の採取計画の認可その他の規制等を行ない、岩石の採取に伴う災害を防止し、③岩石の採取の事業の健全な発達を図ることによって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。（1条）

「採石権の制度を創設」とは、岩石の採取の事業（採石業）が長期に安定できるように物権としての権利（「採石権」）を創設していることを指しています。また「その他の規制等」は、「採石業者の登録」、「採取計画の認可」、「認可採取計画の変更命令」、「緊急措置命令」、「岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令」等の岩石の採取に伴う災害を防止するための規定を指しています。

「岩石の採取に伴う災害を防止」とは、岩石の採取に伴う行為が直接原因となって生じる公共の福祉に係る被害を指し、具体的には、岩石の露天採掘に伴う土地の崩壊、土砂の流出等の災害、発破に伴う災害、岩石採取場や破碎・選別プラントで発生する汚濁水、粉じん、騒音、振動等による災害などを防止することを指しています。

「公共の福祉の増進」とは、採石業の健全な発達を図ることで社会全体のために役立てることを指しています。

## ◇ ショートレビュー

実際の試験問題で振り返ってみましょう。

### 【問1】

採石法の目的に関する次の（1）～（4）の記述のうちから、採石法規上誤っているものを一つ選べ。

- (1) 採石法では、採石権の制度を創設している。
- (2) 採石法では、岩石の採取の事業についてその事業を行う者の登録、岩石の採取計画の認可その他の規制等を行うこととしている。
- (3) 採石法は、岩石の採取に伴う災害を防止することを目的の一つとしている。
- (4) 採石法は、岩石の採取の事業の健全な発達を図ることによって岩石の供給の増加に寄与することを目的の一つとしている。

正解：(4)

### 【問2】

採石法の目的に関する次の（1）～（4）の記述のうちから、採石法規上正しいものを一つ選べ。

- (1) 採石法は、岩石の採取に伴う災害の防止を目的の一つとしている。
- (2) 採石法は、岩石の採取の事業の健全な発達を図ることによって採石産業全体の発展に寄与することを目的の一つとしている。
- (3) 採石法では、岩石の採取計画の認可のみを受ければ、採石業を行うことができると規定されている。
- (4) 採石法は、採石権の制度を創設し、岩石資源の枯渇を防止することを目的の一つとしている。

正解：(1)

### 【問3】

採石法の目的及び岩石の定義に関する次の（1）～（4）の記述のうちから、採石法規上誤っているものを一つ選べ。

- (1) 採石法は、岩石の採取に伴う災害の防止を目的の一つとしている。
- (2) 採石法は、岩石の採取の事業の健全な発達を図ることによって建設業の発展に寄与することを目的の一つとしている。
- (3) 採石法の適用を受ける岩石の大きさは、定義されていない。
- (4) 採石法の適用を受ける岩石は24種類あり、その中には凝灰岩、けいそう土及び陶石が含まれている。

正解：(2)

**【問4】**

採石法の目的に関する次の文中の（ア）～（エ）に入る語句として、採石法規上正しいものの組合せはどれか。（1）～（4）のうちから一つ選べ。

この法律は、採石権の制度を創設し、岩石の採取の事業についてその事業を行なう者の（ア）、岩石の（イ）その他の規制等を行ない、岩石の採取に伴う（ウ）し、岩石の採取の事業の健全な発達を図ることによって（エ）に寄与することを目的とする。

- | （ア）   | （イ）     | （ウ）      | （エ）      |
|-------|---------|----------|----------|
| （1）登録 | 採取計画の認可 | 災害を防止    | 公共の福祉の増進 |
| （2）審査 | 採取計画の認可 | 資源の枯渇を防止 | 産業の振興    |
| （3）審査 | 出荷量の制限  | 資源の枯渇を防止 | 公共の福祉の増進 |
| （4）登録 | 出荷量の制限  | 災害を防止    | 産業の振興    |

正解：（1）

**【問5】**

採石法の目的に関する次の（ア）～（エ）の記述のうち、正しいものの組合せを（1）～（4）のうちから一つ選べ。

- （ア）採石法は、岩石の採取に伴う災害を防止し、採石業の健全な発達を図ることにより公共の福祉の増進に寄与することを目的として定められている。
- （イ）岩石の加工あるいは販売のみの事業を行う者も、採石法の適用を受ける。
- （ウ）花こう岩、せん綠岩、はんれい岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、酸性白土、けいそう土、陶石及び石灰石は、いずれも採石法の適用を受ける「岩石」である。
- （エ）採石法の目的の一つに岩石の採取に伴う災害の防止があり、採石法には、採石業者の登録や採取計画の認可制度が定められている。

- （1）（ア）と（イ）
- （2）（ア）と（エ）
- （3）（イ）と（ウ）
- （4）（ウ）と（エ）

正解：（2）